老朽危険家屋除却費（不良住宅対象）助成について

墨田区では、老朽化により危険な状態にある家屋について、所有者による自主的な対応を促すことにより、区民の安全で安心な暮らしを確保することを目的として、当該家屋の除却に係る費用の一部を助成する制度を、平成２８年６月１日から開始しました。

１．助成率と助成限度額

⑴助成率

対象建築物の除却工事に**要した費用の１／２**

（無接道敷地※に存する不良住宅については、助成率２／３）

⑵助成限度額

１００万円（無接道敷地※に存する不良住宅については、２００万円）

※無接道敷地とは・・・建築基準法第４３条各項のいずれにも該当せず、再建築不可の土地

２．助成対象となる建築物

●墨田区内に存する、**不良住宅**

※不良住宅とは……住宅地区改良法施行規則に掲げる、別表「不良度の測定基準」に基づく判定で、不良度の評点が１００点以上であるもの

●物件の**使用・不使用を問いません。**また、**築年数等の条件もありません。**

３．助成対象者（助成申請者）の条件

⑴**個人、または中小企業者**（ただし、宅地建物取引業者その他不動産賃貸業を営む者を除く）であること

⑵個人の場合は**住民税**、法人の場合は**法人住民税を滞納していないこと**

⑶当該除却対象建築物の**所有者（共同所有している場合は、**すべての共有者によって合意された**代表者）であること**

４．助成対象となる工事の条件

⑴当該除却対象**建築物の全部を除却（解体）し、更地とすること**

⑵助成を受けようとする年度の**２月末日までに、工事を完了できること**

⑶区の**助成承認後に、着工すること**（承認前に着工したものについては、助成対象となりません）

５．助成申請手続き

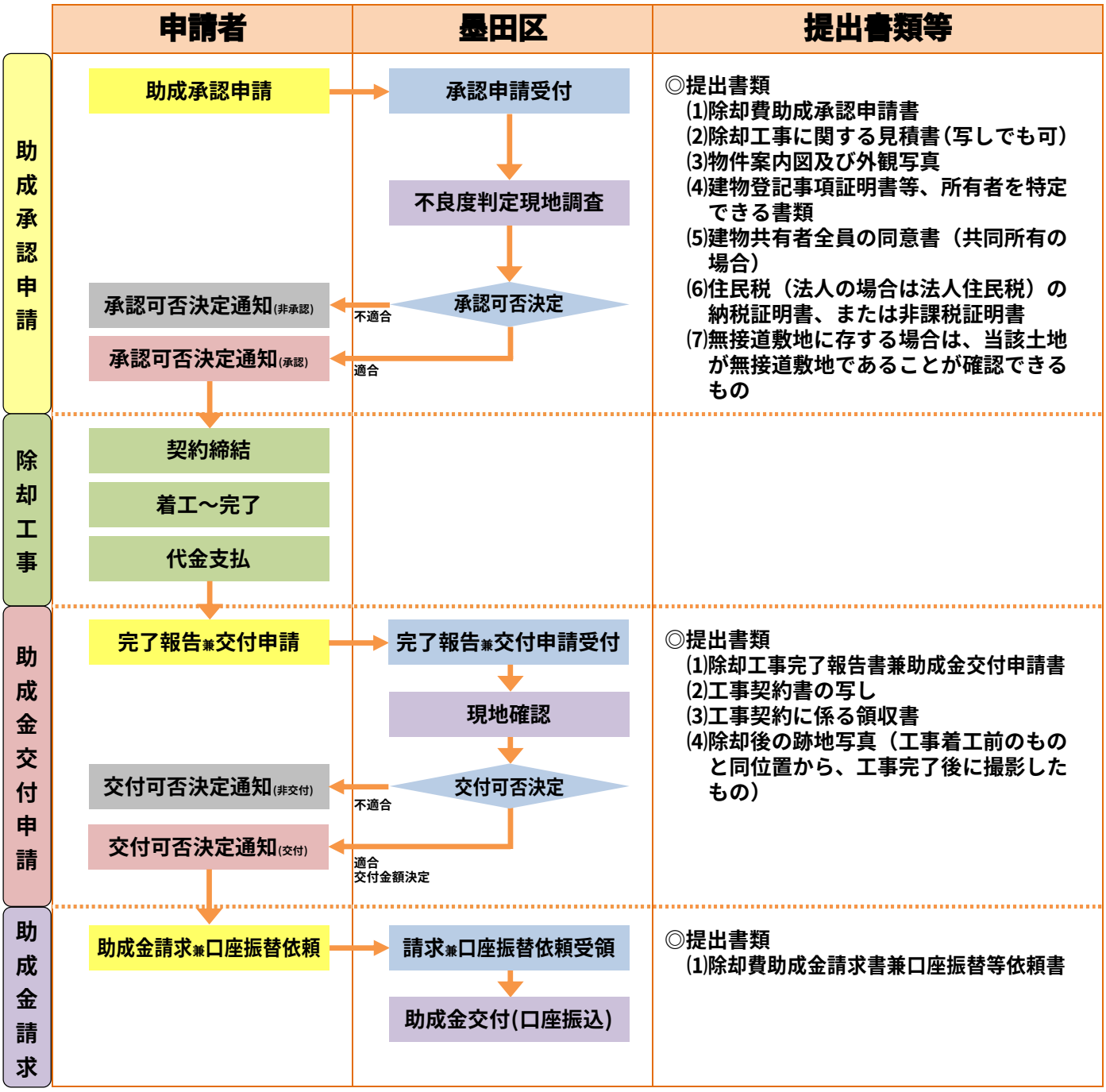

６．その他の注意事項

●物件の**不良度を判定するため**に、区職員 及び 区が委託する建築士により**現地調査**を行わせていただきます。その際、物件の存する**敷地、物件内部への立ち入り**をさせていただきますので、**お立合い願います。**